論点に対する回答(国土交通省)

議	題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁	名	国土交通省
論	点	2. 入札・契約(建設工事・測量等)(国土交通省)
		(1)コスト計測結果につき、御説明いただきたい(件数、一件あたりの作
		業時間(工程別)。

【回答】

① 経営事項審査に係る現状(平成 29 年度)の行政手続コストは、申請書類の作成(約 321,702 時間)や確認書類の収集(約 301,255 時間)の合計で、約 622,956 時間と試算(申請者へのアンケート調査結果を踏まえ試算。経営事項審査受審業者は合計 140,209 業者)。

(1業者平均)

申請書類作成:2時間17分確認資料収集:2時間08分

合計: 4 時間 26 分

② 競争参加資格申請手続に係る現状(平成29年度)の行政手続コストは、申請書の作成(約43,826時間)及び添付書類の取得(約86,948時間)の合計で、約130,774時間と試算(発注者及び申請者へのアンケート調査結果等を踏まえ試算。登録者は合計40,407者)。

(1業者平均)

申請書の作成:1時間05分 添付書類取得:2時間09分

合計: 3 時間 14 分

※コスト計測対象は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会所属機関のうち、競争参加資格の認 定を行っている国土交通省、各府省及び独立行政法人等の計 35 機関

議題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	国土交通省
論 点	2. 入札・契約(建設工事・測量等)(国土交通省)
	(2)これまでの審議で
	①競争参加資格審査における「簡易確認型」の普及の 2020 年までの普
	及の数値目標
	②経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行し
	て、2020年3月までに取り組める事項
	につき検討いただくこととなっていたが、検討の結果につき、御説明
	いただきたい。

① 競争参加資格における「簡易確認型」については、本年 11 月 21 日に実施された「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」において、更なる拡大を検討することとしている。

今後の取組については、事業者へのアンケート等を踏まえ、同部会においても引き続き議論を行っていく予定であり、その結果をもとに具体的な数値目標についても、引き続き検討を行って参りたい。

② 経営事項審査の申請書類等の簡素化に関しては、事業者や許可行政庁の 負担を軽減し、生産性の向上と働き方改革を進める観点から、昨年7月に とりまとめられた「建設産業政策2017+10」において、「許可申請 書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化」として施策の提言 を受けたところ、国土交通省では平成30年度から具体の調査検討を行っ ている。

具体的には許可行政庁との担当者会議を行い、簡素化すべき内容の洗い出しを行った上で、建設業者及び許可行政庁担当者宛のアンケートについて検討を行っているところである。

アンケートの結果を踏まえながら、「入札・契約手続の簡素化に関する対応方針(平成30年2月20日規制改革推進室)」に従い、行政手続コストの20%以上削減を取組目標として設定しており、引き続き経営事項審査手続の合理化に努めて参りたい。

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	国土交通省
論 点	2. 入札・契約(建設工事・測量等)(国土交通省)
	(3)また、上記2の事項のほか、O決算報告における過去3か年分の施工
	金額の記載、添付書類の削減といった点について、「平成30年度予算
	による調査・検討等を行う予定であり、当該調査・検討等において総
	合的に検討を進めて参りたい」とのことであったが、上記の点も含め、
	建設業における申請書類の簡素化、電子化に関するこれまでの調査・
	検討状況につき御説明いただきたい。

決算報告手続等、建設業許可に関する申請書類等の簡素化については、「行政手続部会取りまとめ ~行政手続コストの削減に向けて~」(平成29年3月29日行政手続部会決定)の基本計画において、行政手続コストの20%以上削減を取組目標として設定している。

具体的には許可行政庁との担当者会議を行い、簡素化すべき内容の洗い出しを行った上で、建設業者及び許可行政庁担当者宛のアンケートについて検討を行っているところである。引き続き、上記取りまとめに従い、建設業許可手続の合理化に努めて参りたい。

議題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	国土交通省
論 点	2. 入札・契約(建設工事・測量等)(国土交通省)
	(4)経済団体からの要望事項(経済団体の意見に対する回答、平成 30 年
	10月17日行政手続部会資料1-1参照)
	①公共工事の競争参加資格申請に当たり、地方自治体ごとに基本情報
	を提出する必要があったり、申請書類が異なったりして事業者にと
	って負担となっているとの要望が経済団体から寄せられているが、
	国土交通省として、こういった負担の軽減の観点から、取り組む考
	えはあるか。

①公共工事の競争参加資格については、国や地方公共団体等の各発注機関ごとに定められており、国・県・市町村それぞれの発注金額の規模等も大きく異なることから、自治体ごとの資格を統一することは困難と考えられる。一方で、建設業者に求める申請書類や手続きに関しては、国土交通省では、IoT 技術等の活用や関係基準類等の改訂による書類の簡素化に取り組んでおり、一部の都道府県においても、管内市町村と連携し競争参加資格の申請を共同で受け付ける電子システムを構築するなど、申請企業の利便性の向上に寄与する取組が行われている。今後も上記のような取組が全国的に普及することが必要と考えている。

議題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	国土交通省
論 点	2. 入札・契約(建設工事・測量等)(国土交通省)
	(4)経済団体からの要望事項(経済団体の意見に対する回答、平成30年
	10月17日行政手続部会資料1-1参照)
	②競争入札参加資格に関し、有効期間の長期化及び資格の更新制を導
	入してほしいとの要望が寄せられているが、事業者の負担軽減の観
	点から、検討の余地はないか。例えば、更新時にはより簡易な手続
	で参加資格を付与するといった方法を検討する余地はないか。

② 現在、2年ごととしている公共工事の競争参加資格登録期間を長期化することについては、企業の経営状況等の変化や工事受注状況等の等級区分への反映が遅れることとなることから、業界等の実情を踏まえ慎重に検討して参りたい。

また、「入札・契約手続の簡素化に関する対応方針(平成 30 年 2 月 20 日規制改革推進室)」に従い、行政手続コストの 20%以上削減を取組目標として設定しており、引き続き競争参加資格手続の合理化に努めて参りたい。

【参考】

平成30年10月17日行政手続部会資料1-1中、

『10. 行政への入札・契約に関する手続 No. 5 (団体名:全国商工会連合会)』のご意見 提出書類の作成負担が大きいため、有効期間の長期化及び資格の更新制を導入し、簡素な手続で更新 出来るようにして欲しい。

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	国土交通省
論 点	2. 入札・契約(建設工事・測量等)(国土交通省)
	(4)経済団体からの要望事項(経済団体の意見に対する回答、平成 30 年
	10月17日行政手続部会資料1-1参照)
	③工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の7割を超えるところ
	まで必要事業者を記載するが、小規模事業者は少額の工事を積み重
	ねているのが実情であり、7割超記載するのは煩雑作業であり、条
	件緩和してほしいとの要望が寄せられており、「電子申請化に先行し
	て、2020年3月までに取り組める事項について検討する」余地もあ
	るとの回答であった。具体的な見直し状況について御説明いただき
	たい。

③ 決算報告手続等、建設業許可に関する申請書類等の簡素化については、「行政手続部会取りまとめ ~行政手続コストの削減に向けて~」(平成 29 年 3 月 29 日行政手続部会決定)の基本計画において、行政手続コストの 20%以上削減を取組目標として設定している。

具体的には許可行政庁との担当者会議を行い、簡素化すべき内容の洗い出しを行った上で、建設業者及び許可行政庁担当者宛のアンケートについて検討を行っているところである。

引き続き、上記取りまとめに従い、建設業許可手続の合理化に努めて参りたい。

議題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	国土交通省
論 点	2. 入札・契約(建設工事・測量等)(国土交通省)
	(4)経済団体からの要望事項(経済団体の意見に対する回答、平成30年
	10月17日行政手続部会資料1-1参照)
	④建設業の変更の届出では、役員や社員の必要情報に関する多数の添
	付書類を行政機関に届け出ており、提出の省略を可能にしてほしい
	との要望がある。例えば役員変更に関し、〇(成年被後見人等に)
	登記されていないことの証明書、〇(破産者で復権を得ないものを
	証する、行政庁が発行する)身分証明書の添付などが求められてい
	るが、そもそも、こういった添付書類はどのような趣旨で求めてい
	るのか。必要に応じ事後的に確認するなど、見直す余地はないか。

④ 建設業法第8条第1項において成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当するときは許可をしてはならない。とされているところ。

「成年被後見人」の行為能力は制限されているため、建設業者として的確な営業取引を行う事を期待する事が出来ない。

「被保佐人」は重要な財産上の行為は保佐人の同意が必要となることなど独立して建設業の営業が行う事が出来ず、迅速かつ的確な営業取引を期待する事が出来ない。

「破産者で復権を得ない者」は財産の管理及び処分をする権利を失っているため、建設業者として的確な営業取引を行う事を期待する事が出来ない。

上記のような、建設業の許可要件を満たさない業者が建設工事の施工に 携わることは、発注者の保護がなされず、また公衆災害等が発生する恐れ があるため、実現は難しいと考えている。